

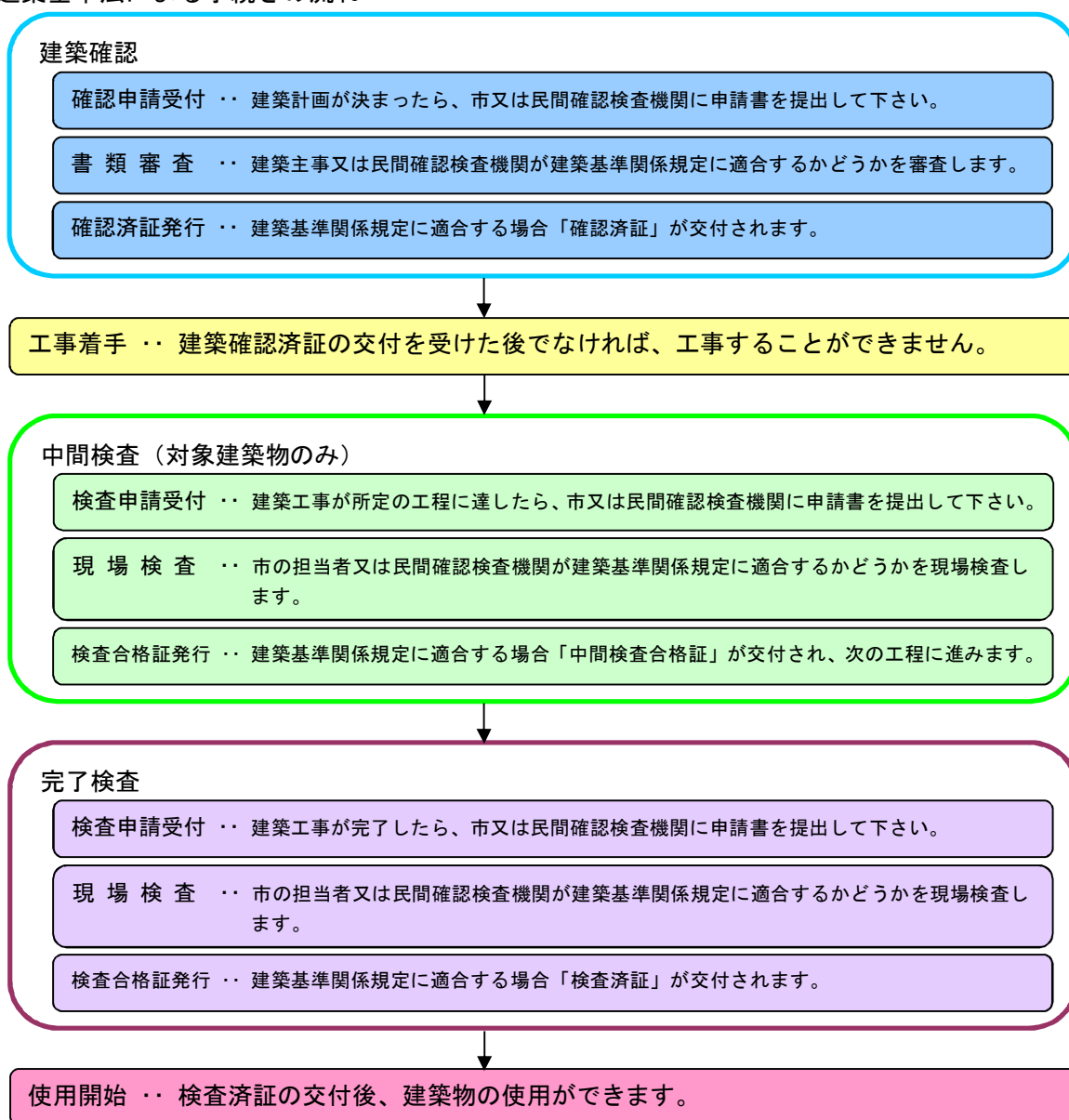
9. 建築指導

(1) 建築確認申請とは

建物を建築する際は、建築基準法に基づき工事着手の前に建築基準関係規定に適合する計画であるか確認申請書を提出し、建築主事等の確認を受ける必要があります。また、工事が完了したときは、完了検査を受け検査済証の交付を受けた後でなければ建物を使用することが出来ないととなっています。

確認申請が必要な地域において建物を建てる場合は、必ず建築確認申請を行いましょう。

■ 建築基準法による手続きの流れ



(2) 補助事業リスト

● 大分市住宅耐震化総合支援事業（耐震診断、耐震改修）

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅を対象に、耐震診断と耐震改修工事に係る費用の一部を補助します。

- ・耐震診断の補助額：診断に要した費用の10/10以内
(上限7万5千円～11万円・4区分)
- ・耐震改修工事の補助額：改修工事に要した費用の10/10以内 (上限150万円)
※段階的改修については、改修工事に要した費用の2/3以内 (上限60万円)

● 大分市木造住宅耐震シェルター等設置事業

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅（耐震診断の結果、構造評点が1.0未満のものが対象）に、防災ベッド又は耐震シェルターを設置する場合、その費用の一部を補助します。

- ・防災ベッド設置の補助額：設置に要した費用の2/3以内 (上限20万円)
- ・耐震シェルター設置の補助額：設置に要した費用の2/3以内 (上限30万円)

● 大分市木造店舗等耐震化促進事業（耐震診断、耐震改修）

昭和56年5月31日以前に建築された木造建築物（店舗、事務所等）を対象に、耐震診断に係る費用の一部を補助します。

- ・耐震診断の補助額：診断に要した費用の10/10以内 (上限9万円～11万円・3区分)

● 大分市アスベスト分析事業

吹付けアスベスト等が施工されているおそれのある民間建築物のアスベスト分析に係る費用の一部を補助します。

- ・分析の補助額：分析に要した費用の10/10以内 (上限25万円)

● 大分市アスベスト除去事業

民間建築物に施工されている吹付アスベストの除却、封じ込め又は囲い込みの措置にかかる費用の一部を補助します。

- ・除去等の工事の補助額：除却等に要した費用の2/3以内 (上限120万円)

● 大分市危険ブロック塀等除却事業

道路に面しているブロック塀等で、高さが1メートル以上で、ひび割れ又は傾きが認められ、大分市が危険であると確認したものに対して除却に要する費用の一部を補助します。

- ・除却工事の補助額：除却に要した費用の1/2以内 (上限7万円)

※高さ1メートル未満であっても、倒壊した場合周囲に著しく影響を及ぼす恐れがある場合は補助対象となる場合があります。

● **大分市がけ地近接等危険住宅移転事業**

土砂災害の被害から生命の安全を確保するために、がけ地に近接した危険住宅等の居住者に対して、当該住宅の除去及び移転に要する費用の一部を補助します。

● **大分市瓦屋根強風対策促進事業**

強風による住宅被害を軽減するため、令和3年12月31日以前に着工された瓦屋根の耐風診断と耐風改修（瓦屋根の全面葺き替え工事）に係る費用の一部を補助します。

- ・耐風診断の補助額：診断に要した費用の2/3以内（上限2万1千円）
- ・耐風改修の補助額：改修に要した費用または屋根面積に2万4千円を乗じた額のいずれか低い額の23%以内（上限5万2千円）

● **大分市マンション耐震化促進事業**

昭和56年5月31日以前に建築された区分所有のマンションを対象に、耐震診断に係る費用の一部を補助します。

- ・耐震診断の補助額：診断に要した費用の2/3以内（上限300万円）

■ なお、各補助事業の詳細については住宅課にお問い合わせください。